

厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)  
分担研究報告書

令和時代の自然災害と健康危機管理:WHO の研究手法ガイダンスを見据えた研  
究推進

生活困窮者における災害関連死の疫学的定義の検討に向けた予備調査

研究分担者 西岡大輔(京都大学大学院医学研究科社会的インパクト評価学講座  
特定准教授)

研究協力者 西田紀子(Mohala 社会福祉事務所)

**研究要旨:** 本研究は、災害関連死に関する国内文献をレビューし、生活困窮者への言及の有無と実態把握の可能性を検討した。69 件の文献をレビューした結果、生活困窮者への明確な記述はごくわずかであった。多くの文献は高齢者など要配慮者に焦点を当てており、生活困窮者に関する実証的データは乏しいことが示唆された。今後は災害派遣福祉チーム(Disaster Welfare Assistance Team: DWAT)の活動記録や福祉事務所の生活保護データを活用した調査体制の構築が重要となることが示唆された。

#### A. 研究目的

自然災害に起因する健康への影響を予防し、有効な介入策を策定するため、通常の公衆衛生課題の解決にも匹敵する質の高い科学的エビデンスの蓄積が必要不可欠である。特に日本は、東日本大震災や令和 6 年能登半島地震などの地震災害だけでなく、台風や豪雨等に伴う頻繁な自然災害が発生する地理的特性を有していることから、災害医学や公衆衛生分野における疫学研究を国際的にリードし、エビデンスを形成し国際貢献できる国である。世界保健機関(WHO)は災害対策においてガイドラインを策定し、その中でも災害時の脆弱集団を対象とした研究の重要性を強調している。日本では、災害対策基本法において、災害への対応が脆弱になりやすく、支援を要する災害時要配慮者を一部定義づけするとともに、災害関連死を「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」と定義してきた。しかしながら、災害対策基本法における災害時要配慮者の中に、有事に生活が破綻す

ることが想定される生活困窮者に関する言及はなく、さらに定義に基づく災害関連死を生活困窮者集団がどの程度経験しやすいのか、その実態は十分に明らかになっていない。そこで本研究では、災害関連死に関する既存の国内文献を整理し、文献内で生活困窮者への言及があるかに着目するとともに、生活困窮者の災害関連死の実態を明らかにする方法を検討することを目的とした。

#### B. 研究方法

2024 年 8 月に、医学中央雑誌を用いて「災害関連死」をキーワードに文献を検索した。該当した 122 件の文献のうち 60 件が会議録、47 件が総説記事、残りの 15 件が原著論文・症例報告であった。本研究では、既存の概念では明示されていない生活困窮者に対する言及を少しでも多く拾い上げることを目的に、会議録を含めて文献を可能な範囲で取り寄せ、入手可能な文献合計 69 件をレビューした(表を参照)。

#### C. 研究結果

ほとんどの文献では、災害関連死の主因として高齢者や障がい者、要介護者など災害時要配慮者への支援不足や避難生活の過酷さが挙げられていた。生活困窮者に明確に言及したものとしては、小林(2023)による「災害関連死ゼロを目指した保健医療福祉の連携」があり、福祉対象として生活困窮者を記し、災害関連死の多くを要配慮者が占める実態を示していた。また、災害後に医療・福祉・保健の多職種連携が果たす役割の重要性を指摘しており、生活困窮者を含む脆弱層への支援が災害関連死の抑制に不可欠であると論じていた。しかしながら、生活困窮者の災害関連死に関わる要因や実態を十分に記述しているものはなかった。

#### D. 考察と結論

文献レビューした結果によると、生活困窮者と直接的に記述した文献は極めて少なく、潜在的な支援対象としての扱いに留まって伊いることが示唆された。生活困窮者は、健康の社会的決定要因の考えから、避難所生活の長期化や基礎疾患の悪化、心理的ストレスにより災害関連死のリスクが高いと推測されるにも関わらず、データとしての可視化や分析が不十分であることが示唆され、生活困窮者に焦点を当てた相談記録の分析や、疫学的調査が必要であることが示唆された。

そのようなデータとして活用可能性があるものとして、災害派遣福祉チーム(Disaster Welfare Assistance Team: DWAT)などを中心とした災害発生後のソーシャルワークの記録が挙げられる。かつて東日本大震災の際に、日本医療ソーシャルワーカー協会が行った石巻市における支援の記録を用いることや、2024年に生じた能登半島地震における活動の記録などがそれに該当する。しかし、これらは一般的に入手可能な形式で整備されておらず、系統的な支援記録の入手方法を検討する必要がある。

その一方で、生活困窮者に関する厳密な定義づけは難しいため、生活保護制度の利用者のように法律や制度に基づいて生活困窮者に該当する集団として定義し論じることにも必要となるだろう。その場合に活用可能なデータは福祉事務所等における公的な支援記録およびシステムのデータである。災害後に記録が残っている限りであることは避けられないが、福祉事務所における生活保護システムのデータを活用しつつ、災害関連死の認定データとの個人単位での連結ができれば、どのような生活困窮者が災害関連死を経験しやすいのかの実態をさらに検討可能であり、その対策を災害対策の中に位置付けることができると考えられた。生活困窮者を対象に災害関連死を検証する場合には、今後上記のようなデータ基盤の生成が重要になるだろう。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

該当なし

##### 2. 学会発表

###### 1) 発表者、タイトル、学会名

該当なし

#### G. 知的財産権の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

特になし

##### 2. 実用新案登録

特になし

##### 3. その他

特になし